

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行ったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年4月26日

一宮市長 中野 正 康

1 名称

江東町内会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる事業を行い、良好な地域社会を形成し、及び維持することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡

(2) 美化・清掃等、区域内の環境の整備

(3) 集会施設の維持管理

3 区域

一宮市東加賀野井字江東の区域（ただし、江東883番地（江東団地）は除く）

4 事務所

一宮市東加賀野井字江東63番地（江東公民館）

5 代表者の氏名及び住所

(1) 氏名 小塚勝己

(2) 住所 一宮市東加賀野井字江東2番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

7 職務代行者の選任の有無

無

8 代理人の有無

無

9 認可年月日

令和6年4月26日